

改正後

個⑥027 特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除額の計算明細書【表面】

特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除額の計算明細書

この明細書は、特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額について寄附金控除を受ける場合に、寄附金控除額を計算するために使用します（詳しくは、裏面の「特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除を受けられる方へ」を読んでください。）。このほかに、震災関連寄附金についても寄附金控除を受ける場合には、「特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除額の計算明細書（付表）」を併せて使用します。

(平成 年分)

氏名

1 寄附金控除額の計算

寄附金控除額の計算

寄附金の区分等

適用対象額
(最高1千万円)

①

①以外の寄附金の額

②

① + ②

③

所得金額の合計額

④

④ × 40%

⑤

③と⑤のいずれか少ない方の金額

⑥

寄附金控除額
(⑥ - 2千円)

⑦

⑤ - ②

⑧

①と⑧のいずれか少ない方の金額

⑨

取得費の調整対象額
(⑨ - 2千円)

⑩

「特定(新規)中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」の「3 控除対象特定(新規)株式の取得に要した金額の計算」欄の⑤の適用対象額を転記してください。
なお、控除対象特定新規株式の銘柄が複数ある方は、まず、下の「2 控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細」欄により適用対象額の合計を計算し、その金額を転記してください。

申告書第二表の「所得から差し引かれる金額に関する事項」欄の「寄附金控除」欄の寄附金の額から①の金額を除いたものを記入してください。

（注）申告書第二表の「所得から差し引かれる金額に関する事項」欄の寄附金の額と同額となります。

申告書第一表の「所得金額」欄の合計を転記してください。
（注）次の場合には、それぞれ次の金額を加算してください。
・退職所得及び山林所得がある場合・・・その所得金額
・ほかに申告分離課税の所得がある場合・・・その所得金額（特別控除前の金額）
なお、損失申告の場合には、申告書第四表（損失申告用）の「4 繰越損失を差し引く計算」欄の④の金額を転記してください。

申告書第一表の「所得から差し引かれる金額」欄の寄附金控除に転記してください。

控除対象特定新規株式と同一銘柄の株式の取得価額から控除されます。控除対象特定新規株式の銘柄が複数ある方は、下の「2 控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細」により、銘柄ごとに取得費の調整対象額を計算してください。

2 控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細

控除対象特定新規株式の銘柄

④

⑥

⑧

合計
(④+⑥+⑧)

適用対象額（注1）

⑪

円

円

円

円

取得費の調整対象額の計算

各控除対象特定新規株式の適用対象額の合計に占める割合

⑫

⑤の⑪／合計の⑪

%

⑥の⑪／合計の⑪

%

⑧の⑪／合計の⑪

%

100.00

%

⑨ × ⑫

⑬

円

円

円

円

2千円控除の内訳（注2）

⑭

円

円

円

2,000

取得費の調整対象額
(⑬ - ⑭)

⑮

（赤字のときは0）

（赤字のときは0）

（赤字のときは0）

—

（注1） ⑪欄には、「特定(新規)中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」の「3 控除対象特定(新規)株式の取得に要した金額の計算」欄の⑤の適用対象額を、控除対象特定新規株式の銘柄ごとに転記してください。

（注2） ⑮欄は、④から⑧の合計額が2,000円となるように記入してください。

税務署整理欄

資産課税部門

23.12

改正前

個⑥027 特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除額の計算明細書【表面】

特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除額の計算明細書

この明細書は、特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額について寄附金控除を受ける場合に、寄附金控除額を計算するために使用します（詳しくは、裏面の「特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除を受けられる方へ」を読んでください。）。このほかに、震災関連寄附金についても寄附金控除を受ける場合には、「特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除額の計算明細書（付表）」を併せて使用します。

(平成 年分)

氏名

1 寄附金控除額の計算

寄附金控除額の計算

寄附金の区分等

適用対象額
(最高1千万円)

①

①以外の寄附金の額

②

① + ②

③

所得金額の合計額

④

④ × 40%

⑤

③と⑤のいずれか少ない方の金額

⑥

寄附金控除額
(⑥ - 2千円)

⑦

⑤ - ②

⑧

①と⑧のいずれか少ない方の金額

⑨

取得費の調整対象額
(⑨ - 2千円)

⑩

「特定(新規)中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」の「3 控除対象特定(新規)株式の取得に要した金額の計算」欄の⑤の適用対象額を転記してください。
なお、控除対象特定新規株式の銘柄が複数ある方は、まず、下の「2 控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細」欄により適用対象額の合計を計算し、その金額を転記してください。

申告書第二表の「所得から差し引かれる金額に関する事項」欄の「寄附金控除」欄の寄附金の額から①の金額を除いたものを記入してください。

（注）申告書第二表の「所得から差し引かれる金額に関する事項」欄の寄附金の額と同額となります。

申告書第一表の「所得金額」欄の合計を転記してください。
（注）次の場合には、それぞれ次の金額を加算してください。
・退職所得及び山林所得がある場合・・・その所得金額
・ほかに申告分離課税の所得がある場合・・・その所得金額（特別控除前の金額）
なお、損失申告の場合には、申告書第四表（損失申告用）の「4 繰越損失を差し引く計算」欄の④の金額を転記してください。

申告書第一表の「所得から差し引かれる金額」欄の寄附金控除に転記してください。

控除対象特定新規株式と同一銘柄の株式の取得価額から控除されます。控除対象特定新規株式の銘柄が複数ある方は、下の「2 控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細」により、銘柄ごとに取得費の調整対象額を計算してください。

2 控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細

控除対象特定新規株式の銘柄

④

⑥

⑧

合計
(④+⑥+⑧)

適用対象額（注1）

⑪

円

円

円

円

取得費の調整対象額の計算

各控除対象特定新規株式の適用対象額の合計に占める割合

⑫

⑤の⑪／合計の⑪

%

⑥の⑪／合計の⑪

%

⑧の⑪／合計の⑪

%

100.00

%

⑨ × ⑫

⑬

円

円

円

円

2千円控除の内訳（注2）

⑭

円

円

円

2,000

取得費の調整対象額
(⑬ - ⑭)

⑮

（赤字のときは0）

（赤字のときは0）

（赤字のときは0）

—

（注1） ⑪欄には、「特定(新規)中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」の「3 控除対象特定(新規)株式の取得に要した金額の計算」欄の⑤の適用対象額を、控除対象特定新規株式の銘柄ごとに転記してください。

（注2） ⑮欄は、④から⑧の合計額が2,000円となるように記入してください。

税務署整理欄

資産課税部門

22.12

事務提要新旧対照表（様式編Ⅰ：法令解釈通達）

改 正 後	改 正 前
個⑥027 特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除額の計算明細書【裏面】 (裏面) 特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額 の寄附金控除を受けられる方へ 一定の個人が、次の１の①又は②に掲げる特定新規中小会社の区分に応じそれぞれに掲げる株式（「特定新規株式」といいます。）を払込み（その発行に際してするものに限ります。以下同じです。）により取得をした場合において、その年中にその払込みにより取得をした特定新規株式（その年12月31日において有するとされるものに限ります。以下「控除対象特定新規株式」といいます。）の取得に要した金額（1,000万円を限度とします。）については、寄附金控除を受けることができます。 なお、控除対象特定新規株式及びその株式と同一銘柄の株式で、その適用を受けた年中に払込みにより取得をしたものについては、租税特別措置法第37条の13((特定投資株式の取得に要した金額の控除等の特例))は適用されません。 1 特定新規中小会社と特定新規株式 特定新規中小会社とは、次の①及び②をいい、特定新規株式とは①及び②の区分に応じそれぞれ次のものをいいます。 ① 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第7条に規定する特定新規中小企業者に該当する株式会社（その設立の日以後の期間が1年未満のもの等、一定の株式会社に限ります。）・・・その株式会社により発行される株式 ② 総合特別区域法第55条1項に規定する指定会社で平成26年3月31日までに同項の規定による指定を受けたもの・・・その株式会社により発行される株式で、その指定の日から3年を経過する日までに発行される株式 (注) 対象となる特定新規中小会社にはそれぞれ経済産業大臣又は認定地方公共団体の長による確認書が発行されています。 2 寄附金控除額の計算 控除額の計算に当たっては、まず、「特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」（国税庁ホームページからダウンロードできます。なお、税務署にも用意しています。）により、適用対象額を計算します。 なお、控除対象特定新規株式の銘柄が複数ある方は、銘柄ごとに「特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」を作成し、各適用対象額を裏面の「特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除額の計算明細書」（以下「計算明細書」といいます。）の「2 控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細」欄に記入してください。 具体的な控除額の計算は、計算明細書の「1 寄附金控除額の計算」欄により行ってください。 3 取得価額等の調整対象額の計算 控除対象特定新規株式の取得に要した金額のうち、寄附金控除を受けた金額は、その株式と同一銘柄の株式の取得価額から控除されます。計算明細書の「1 寄附金控除額の計算」欄の⑧から⑩で取得費の調整対象額を計算してください。 なお、控除対象特定新規株式の銘柄が複数ある方は、「2 控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細」欄の⑫から⑮で銘柄ごとに取得費の調整対象額を計算してください。 詳しくは、「株式等の譲渡所得等の申告のしかた（記載例）」（国税庁ホームページからダウンロードできます。なお、税務署にも用意しています。）を参照してください。 4 特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除を受けるための手続と必要な書類 特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除を受ける方は、①計算明細書と②特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書及び次に掲げる書類を確定申告書に添付して税務署に提出することになっています。 ③ 1の①の株式会社又は②の指定会社が特定新規中小会社に該当するものであること等の一定の事実の確認書 (注) 1の①については経済産業大臣が、②については認定地方公共団体の長が①又は②の会社に発行します。 ④ 特定新規中小会社が発行した個人投資家が一定の同族株主等に該当しない旨の確認書 ⑤ 特定新規中小会社から交付を受けた株式異動状況明細書 ⑥ 投資契約書の写し ※ 特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除に関する詳しいことは、税務署におたずねください。 23.12	個⑥027 特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除額の計算明細書【裏面】 (裏面) 特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額 の寄附金控除を受けられる方へ 一定の個人が、平成20年4月1日以後に、特定新規中小会社の特定新規株式を払込み（その発行に際してするものに限ります。以下同じです。）により取得をした場合において、その年中にその払込みにより取得をした特定新規株式（その年12月31日において有するとされるものに限ります。以下「控除対象特定新規株式」といいます。）の取得に要した金額（1,000万円を限度とします。）については、寄附金控除を受けることができます。 なお、控除対象特定新規株式及びその株式と同一銘柄の株式で、その適用を受けた年中に払込みにより取得をしたものについては、租税特別措置法第37条の13 ((特定投資株式の取得に要した金額の控除等の特例)) は適用されません。 ※ 「特定新規中小会社」とは、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第7条に規定する特定新規中小企業者に該当する株式会社（その設立の日以後の期間が1年未満のもの等、一定の株式会社に限ります。）をいいます。また、対象となる特定新規中小会社には経済産業大臣による確認書が発行されています。 1 寄附金控除額の計算 控除額の計算に当たっては、まず、「特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」（国税庁ホームページからダウンロードできます。なお、税務署にも用意しています。）により、適用対象額を計算します。 なお、控除対象特定新規株式の銘柄が複数ある方は、銘柄ごとに「特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」を作成し、各適用対象額を裏面の「特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除額の計算明細書」（以下「計算明細書」といいます。）の「2 控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細」欄に記入してください。 具体的な控除額の計算は、計算明細書の「1 寄附金控除額の計算」欄により行ってください。 2 取得価額等の調整対象額の計算 控除対象特定新規株式の取得に要した金額のうち、寄附金控除を受けた金額は、その株式と同一銘柄の株式の取得価額から控除されます。計算明細書の「1 寄附金控除額の計算」欄の⑧から⑩で取得費の調整対象額を計算してください。 なお、控除対象特定新規株式の銘柄が複数ある方は、「2 控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細」欄の⑫から⑮で銘柄ごとに取得費の調整対象額を計算してください。 詳しくは、「株式等の譲渡所得等の申告のしかた（記載例）」（国税庁ホームページからダウンロードできます。なお、税務署にも用意しています。）を参照してください。 3 特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除を受けるための手続と必要な書類 特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除を受ける方は、①計算明細書と②特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書及び次に掲げる書類を確定申告書に添付して税務署に提出することになっています。 ③ 経済産業大臣が発行した特定新規中小会社に該当するものであること等の一定の事実の確認書 ④ 特定新規中小会社が発行した個人投資家が一定の同族株主等に該当しない旨の確認書 ⑤ 特定新規中小会社から交付を受けた株式異動状況明細書 ⑥ 投資契約書の写し ※ 特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除に関する詳しいことは、税務署におたずねください。 22.12